

議案第65号

幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

別表第1中

|            |      |
|------------|------|
| 「          |      |
| 10キログラムまで  | 100円 |
| 30キログラムまで  | 200円 |
| 50キログラムまで  | 400円 |
| 100キログラムまで | 600円 |
| 」          |      |

を

「

|                |      |
|----------------|------|
| 1個につき50キログラムまで | 200円 |
|----------------|------|

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に購入したごみ袋により、改正前の幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例附則第4項の表中大型ごみの規定以外の規定により排出する場合のごみ処理手数料は、令和5年3月31日までの間、なお従前のおりとする。